

千葉県一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定支援業務委託

公募型プロポーザル実施要項

1 委託業務の概要

- (1) 委託業務名
「千葉県一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定支援業務委託」（以下「本委託」という。）
- (2) 業務内容 別紙「千葉県一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定支援業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行場所
千葉県環境局資源循環部廃棄物対策課及び発注者が指定する場所
- (4) 委託期間
令和8年4月1日（水）から令和10年3月31日（金）まで
- (5) 委託金額
19,800,000円（消費税及び地方消費税相当額含む）を上限とする。
なお、各年度においては以下に示す金額を上限とする。
令和8年度 10,000,000円（消費税及び地方消費税相当額含む）
令和9年度 9,800,000円（消費税及び地方消費税相当額含む）
- (6) 支払条件
年度毎の完了払

2 企画競争を実施する理由

- (1) 企画競争を実施する理由
本委託は、令和5年3月に策定した「千葉県一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（現行計画）の令和9年度の改定にあたり、現行計画での課題整理、各施策の点検・評価や次期計画策定のための種々の調査、他市の状況及び廃棄物の現状把握などを実施し、次期計画における目標に向けた施策展開の検討等を行うものであり、価格競争によらず、高い調査・分析力や企画力に優れた提案者を選定するため、企画競争を実施する。
- (2) 参加業者の募集方法
手続きの公正性、公平性、透明性及び客観性の確保の観点から、広く企画提案を募集し、最も優れた提案をした事業者を選定する公募型プロポーザル方式で行う。

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加をする者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
- イ 当該参加資格確認申請日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
- オ 千葉県物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、参加資格確認申請期限の日から事業者決定日までの間に受けている者
- カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者
- ク 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者

(2) 個別事項

- ア 令和3年度から令和7年度の間、国、都道府県、市区町村、独立行政法人又は公営企業の計画策定の実施にあたり、別紙「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定支援業務委託仕様書」の「10 業務内容」と同種業務委託の履行実績を有している者
- イ 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿（業種：調査・計画）に登録されている者

(3) 次に掲げるいずれかの措置が講じられていることが確認できる書類の写しを「プロポーザル参加資格確認申請書」と併せて提出できる者

- ア プライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステムに係る国際規格の認証取得その他個人情報の保護に関する認証の取得等の情報セキュリティ対策が講じられていること。
- イ 個人情報の保護に関する内部規定が整備され、従業員に対する教育研修等が行われていること。

4 提案内容

仕様書を踏まえた提案をすること。

5 スケジュール

スケジュールは以下のとおりとする。

書類等の交付や受付等については、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く）とする。

No.	内 容	日 程
1	公募型プロポーザル実施要項公表	2月18日（水）
2	プロポーザル参加資格確認申請受付	2月18日（水）～3月3日（火） 午後5時まで
3	参加資格・仕様書等に関する質問受付	2月18日（水）～2月25日（水） 午後5時まで
4	質問回答ホームページ掲載	2月27日（金）までに随時掲載
5	参加資格確認結果通知	3月5日（木）
6	企画提案書の提出	3月13日（金）午後5時まで
7	プレゼンテーションの実施	3月19日（木）
8	選定結果通知	3月27日（金）
9	業務委託契約締結	4月1日（水）

※日程については、進捗状況等により変動する可能性がある。

6 参加資格確認申請書等の提出

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、企画提案書の提出の前に、本項（4）の提出書類を提出し、参加資格の確認を受けることとする。

（1）提出期間

令和8年2月18日（水）から令和8年3月3日（火）午後5時まで（必着）

受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

（2）提出方法

持参又は郵送とすること。なお、郵送により提出する場合は書留郵便とすること。提出書類の到着期限は令和8年3月3日（火）午後5時までとし、期限までに提出先に到着しない場合は失格となる。

（3）提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市環境局資源循環部廃棄物対策課（千葉市役所本庁舎高層棟7階）

(4) 提出書類

- ア プロポーザル参加資格確認申請書（様式第1号）
- イ 誓約書（様式第2号）
- ウ 事業の概要が分かる書類（パンフレット等）
- エ 令和3年度から令和7年度までに本業務内容に類似する業務を受託した際の契約書及び仕様書等の写し
- オ 次に掲げるいずれかの措置が講じられていることが確認できる書類の写し
 - (ア) プライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステムに係る国際規格の認証取得その他個人情報の保護に関する認証の取得等の情報セキュリティ対策が講じられていること。
 - (イ) 個人情報の保護に関する内部規定が整備され、従業員に対する教育研修等が行われていること。
- カ 市税完納に関する証明書
 - ※千葉市内に本店または営業所等を有する場合のみ提出すること。
 - 発行日は参加資格確認申請書等の提出日から3か月以内であること。

7 質問書の受付

本件募集では説明会を実施しないため、本募集要項及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合には、下記により質問すること。

(1) 受付期間

令和8年2月18日（水）～2月25日（水）17時まで（必着）

(2) 質問方法

電子メールで下記のアドレス宛に提出すること。持参、郵送、FAX、電話、口頭及び受付期限後の質問は一切受け付けない。電子メールの件名は「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定支援業務委託に関する質問（法人名）」とすること。

(3) 提出先

千葉市環境局資源循環部廃棄物対策課 haikibutsutaisaku.ENR@city.chiba.lg.jp

(4) 提出書類

質問書（様式第4号）

(5) 質問に対する回答

質問および回答については、随時、市ホームページに公開するものとし、令和8年2月25日（水）を回答期限とする。

なお、質問に対する回答内容については、募集要項の追加又は修正とみなす。

また、質問の内容により事業者選定の公平性を保つことができない場合には、回答しないことがある。

8 企画提案書の提出

参加資格確認結果通知により参加決定可の通知を受けた者は、下記により必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年3月13日(金)午後5時(必着)

受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

(2) 提出方法

持参又は郵送とすること。なお、郵送により提出する場合は書留郵便とすること。

提出書類の到着期限は令和8年3月13日(金)午後5時までとし、期限までに提出先に到着しない場合は失格となる。なお、電話・口頭及び期限後の質問は一切受け付けない。

(3) 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市環境局資源循環部廃棄物対策課(千葉市役所本庁舎高層棟7階)

(4) 提出書類等

公募型プロポーザル参加申込書(様式第5号)のほか、以下の書類を提出すること。

No.	提案書の構成	提出部数
1	企画提案書(任意様式) ・仕様書等を熟読の上、本実施要項「4 提案内容」に記載のある項目について、全て盛り込むこと。 ・用紙は、A4判両面印刷とすること。 ・企画提案書全体で10ページ以上15ページ以内(表紙及び目次を除く)とすること。 ・目次を付し、各ページにはページ番号を表示すること。 ・企画提案書は表や図を使用し、用紙1枚につき2,000字以内に収めるものとする。 ・企画提案書の内容を、プレゼンテーション用ソフト(Microsoft PowerPoint等)により作成したプレゼンテーション資料(20ページ以内とする)を使用して説明する場合は、当該資料データも提出対象とする。	8部 (正本1部 副本7部)
2	見積書・積算内訳 ・人件費、諸経費等の積算内訳及び根拠を、可能な限り詳細かつ明確に記載すること。	正本1部
3	上記内容を電子データ(Microsoft Word形式、Microsoft Excel形式、Microsoft PowerPoint形式またはPDF形式)で格納したCD-R	1枚

(5) 提出にあたっての留意事項

- ア 提出は1参加者につき1提案とする。
- イ 提出書類のうち「1 企画提案書」については、表紙、目次を付け、提出年月日、タイトル「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定支援業務委託企画提案書」及び社名を記載すること。ただし、副本については、提案内容等から会社名等が特定できないよう必要な措置を講じること。

(6) 提案の無効・失格に関する事項（不適格事項）

次のいずれかの事項に該当した場合は、提案を無効または失格とする。

- ア 提出期限を過ぎてから提案書等が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 提出書類に重大な誤脱があった場合
- エ 見積額が本要項に記載する額を超過した場合
- オ 企画提案後、委託に至るまでの間に本要項3に記載する参加資格要件を満たさなくなるなど、契約を履行することが困難であると認められる状態になった場合
- カ 審査の公平を害する行為があった場合
- キ その他、企画提案に当たり、著しく審議に反する行為があった場合

9 企画提案審査（優先交渉者の選考）

(1) 審査方法

提出された企画提案書類に基づき、プレゼンテーション形式の審査を行う。

選考は、市職員6人で構成される「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定支援業務委託優先交渉者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において公正に審査する。選定委員会の委員が、審査基準に基づき提案書の内容を審査し、総合評価点（全委員の審査項目に関する点数の合計点）が最も高い者を優先交渉者（受注候補者）とする。

(2) 選考会

- ア 日時等 令和8年3月19日
※正式な日時及び場所については、公募型プロポーザル参加希望者のうち、参加資格を有することの確認を受けたものに対して、別途通知を行う。
- イ 出席人数 1提案者あたり2名以内とする
- ウ 時間 1提案者あたり30分程度（プレゼンテーション15分以内、質疑応答10分程度）
- エ 留意事項 説明にあたっては、事前に提出した企画提案書類一式のみに基づくこととし、追加資料の配布は認めない。

(3) 選考基準

選定に係る評価項目（選考の基準・評価項目・配点）は以下のとおりとする。委員1人当たりの持ち点は100点とする。

No.	評価項目	採点の主な観点	配点
1	業務実施体制	業務を実施する上で、適切な技能を有するものが適切に配置され、適切な業務分担がされ、組織的に対応できる体制が構築されている。	10
		一般廃棄物処理基本計画策定に関する業務の実績が十分であり、経験が豊富である。	10
2	企画提案内容	国・県などの動向や、社会の変遷を踏まえた提案となっている。	10
		現行計画の内容を踏まえ、新たな計画において本市が留意すべき課題を整理できる提案となっている。	25
		現行計画の改善や、さらなるごみ減量・再資源化や脱炭素の推進に資する提案となっている。	25
		企画提案の内容が、独創性を伴うものである。	20
			100

- ・ 全委員6人の合計点を総合評価点（600点満点）とし、総合評価点360点以上に達した者を選定の対象とする。
- ・ 参加者が1者のみの場合でも、審査を実施し、総合評価点が360点以上に達した場合に選定の対象とする。
- ・ 最高得点者が2者以上となった場合、1者になるまで以下の順に選定を行う。
 - ① 評価項目のうち「2 企画提案内容」の合計点が最も高い者
 - ② 見積額が最も低い者
 - ③ くじ引き

(4) 選定結果通知

選定結果は、令和8年3月27日（金）までに、全ての参加者に文書で通知する。なお、選定結果に関する異議の申し立ては受け付けない。

10 企画提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 事業者が「3 参加資格要件」を満たさない場合
- (2) 事業者が6の参加資格確認申請の手続きを行わずに企画提案書を提出した場合

- (3) 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載や、重大な誤脱があった場合
- (5) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (6) その他、参加者が委託業務を遂行するにあたり、著しい問題があると市が判断した場合

1.1 契約手続等

- (1) 優先交渉者（受注候補者）と、詳細な業務の内容及び契約条件について、協議・合意した後に、業務委託契約を締結する。なお協議の結果、企画の一部を変更する場合がある。
- (2) 前項の協議が不成立の場合には、市は順次、次点以下の提案者と協議を行う。
- (3) 契約にあたっては、契約書を2通作成し、それぞれ1通を保有する。
- (4) 契約締結にあたり、当該契約金額の100分の10以上の額を収めること。ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第29条各号いずれかに該当する場合は免除する。
- (5) 本委託に係る予算（令和8年度当初予算）が千葉市議会（令和8年度第1回定例会）の議決を得られないときは、手続を中止する。この場合、市は一切の責任を負わない。

1.2 その他

- (1) 企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提案書等の作成に係る費用は、全て参加者の負担とする。なお提出された書類は返却しない。
- (3) 本企画提案に関して知り得た情報は、本市の許諾を得ることなく第三者に漏らしてはならない。
- (4) 採択された企画提案書の著作権は本市に帰属するものとする。
- (5) 提出された企画提案の内容は、本業務委託仕様書の一部とみなす。なお、企画提案の内容の変更については、受注者と市で協議の上、市が対応を決定することとする。
- (6) 本企画提案に関して、追加すべき情報があった場合には、本市ホームページに記載するものとする。
- (7) 業務の全部又は主たる部分の再委託は、原則として認めない。
- (8) その他、業務遂行上発生した問題などについては、受注者と市で協議の上、市が対応を決定することとする。

1.3 問い合わせ先

千葉市環境局資源循環部廃棄物対策課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号（千葉市役所本庁舎高層棟7階）

TEL：043-245-5236 FAX：043-245-5624

Eメール：haikibutsutaisaku.ENR@city.chiba.lg.jp